



契約法上の事情変更とマクロ経済：不均衡分析による検討

内野，耕太郎

(Citation)

CDAMS(「市場化社会の法動態学」研究センター) ディスカッションペーパー, 05/13J

(Issue Date)

2005-09

(Resource Type)

technical report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/80100015>



CDAMS ディスカッションペーパー
05/13J
2005年9月

契約法上の事情変更とマクロ経済
- 不均衡分析による検討 -

内野耕太郎

CDAMS
「市場化社会の法動態学」研究センター

神戸大学大学院法学研究科

契約法上の事情変更とマクロ経済

- 不均衡分析による検討 -

内野耕太郎¹

1. はじめに

物価水準の変動は、諸契約上の債務の実質価値を変化させることで、種々の契約当事者間での資産や所得の分配をも変化させる。たとえばインフレーションの際、銀行貸出での金銭消費貸借契約では、債権者である銀行は名目金利を十分に上げられなければ損失を受け、債務者は利益を得る。雇用契約の当事者である労働者は、ベア等が十分でなければ損失を受け、企業は利益を得る。更に、固定価格の長期的な売買契約ではインフレで売主が損失を受け、買主が利益を得る。各国の契約法は、物価変動による以上のような分配上の変化を修正する様々な制度を用意している。例えば物価変動約款の容認、事情変更の原則、履行不能理論等の免責制度等である。本稿は、こうした契約法上の諸制度をマクロ経済の問題としてとらえ、物価変動による契約上の義務の望ましい修正につき、分析することを目的としたものである。特に雇用契約と貸付契約について、固定価格での一般均衡分析から、経済の各局面ごとに行うべき価格調整を効率性の観点から求める。さらに、効率的な価格調整は、公平な価格調整とは多くの場合に異なることを示す。

2. 物価変動と契約法

2.1. 契約法上の諸制度

物価変動に伴う各契約当事者間の得失を調整する制度として代表的なものとして、以下のようなものがある。

第一に、大陸法、英米法を問わずに利用されるものとして、物価変動約款がある（久保(1992)第3章参照）。これは、契約上の金銭債務（例えば売買契約の代金支払い義務）について、物価変動後にも契約当初の実質的な価値での債務履行を認める旨の契約当事者同士の合意のことを言う。中世以来、特に外国為替での支払いの際に頻繁に使われている。かつては金の重量で代金を定めるいわゆる金約款等も行われたが、現在主流となっているのは物価指数約款(indexation)と呼ばれるものである。これはある財（特に一次産品や資本財等）の売買代金をその財やその他の種々の財価格のバスケットから求めた指数によって決めるという方法をさす。契約自由の原則からこうした特約は原則として有効だが、後述の通り、この方法によっても物価

¹神戸大学大学院法学研究科「市場化社会の法動態学」研究センター（COE研究員）

変動に完全に対処できない場合も多い。

第二に、大陸法の法理として、事情変更の原則 (clausula rebus sic stantibus)² が挙げられる。契約締結後の予期せぬ事情の変更(特に価格の大きな変動)により、ある契約上の債務を履行させることがあまりに不公平とみられるとき、裁判所が事後的に債務の内容を変更することを言う。近現代では1920年代にハイパーインフレ下のドイツの判決で認められてから、裁判所がまれに適用する法理である。我が国の借地借家法での賃料変更に関する規定は、この原則を実定法に生かしたものとされている。

第三に、英米法の法理として、履行不能 (impossibility) および商的実行不能 (commercial impracticability) の法理³がある。契約締結後に発生した価格変動等により、ある債務を履行することが事実上不可能、あるいは商業的にみて全く不合理な場合に、事後的にその債務の内容を軽減することを言う。後者はもともと判例法であったが、アメリカの統一商法典に記載されるようになった(U.C.C.2-615)。こうした問題や法制度が経済学者の関心をひく大きな契機となったのが、1970年代のインフレーションである。この時期の著名な判例、事件例として、アルコア事件とウェスティングハウス事件がある(久保(1992)p66-70, p72-73, p76-85参照)。アルコア事件では、原告(Alcoa)と被告(Essex)は、1967年末頃まで、金属鑄造に関する請負契約を締結した。被告エセックスは原告アルコアに原料であるアルミナを供給し、アルコアがこれをアルミニウムに精製してエセックスが引き取るという契約であった。アルミニウム精製・引渡の代金は卸売物価指数等にもとづいて計算することになっていた(いわゆるindexation)。ところが1973年の石油ショックで、アルミ精製のための電力費が指数よりも急速に高騰し、アルコアは契約の修正、原告の免責を求める宣言的判決を求めて訴えを提起し、エセックスはアルコアの債務不履行につき反訴した。連邦地方裁判所は双方の錯誤、統一商法典の「実行不能(impracticability)」の規定等により、契約内容を修正した。この事件はその後、控訴裁判所での口頭弁論で、当事者同士での契約改訂による和解がなされた。⁴ ウェスティングハウス事件においては、ウェスティングハウス(Westinghouse)社は、29の電力会社の保有する49個の原子力プラントにウラニウムを供給する契約をこれら電力会社と締結した。1970年代初めに契約が締結され、1980年代後半まで定額での引渡を保証していた。ところが1974年にウラニウム価格が高騰し、1975年にウエ

² この法理は13,14世紀以降に認められるようになったという。16世紀から18世紀の普通法時代にも支持されたが、19世紀以降には否定されるようになり、各国の民法典でも採用はされなかった。しかし、第一次世界大戦以降のドイツでハイパーインフレ時代に裁判所が採用するようになってから再び注目を集めた。Coing(1985)p412-413, Coing(1989)p445, Wieacker(1967)p221, p446, p482参照。

³ 久保(1992)第1章参照。法と経済学の教科書での説明として、Dnes(1996)p95-98参照。

⁴ Macaulay(1985)p475-477, 山本(1996)p60-61はアルコア事件の控訴審以降での展開を紹介し、当事者による再交渉という別の重要な論点を提示している。この点については今後の検討課題としたい。

스팅ハウスは債務不履行に陥り，13の企業が訴えを提起した．これに対し，ウェ스팅ハウスは統一商法典の「実行不能」法理等で免責を主張し，地裁判決は肯定（判例集には公表されていない）と否定に分かれたが，結局は和解が成立した．

1970年代から1980年代前半頃の契約法の経済分析には，こうした問題を扱ったものや，少なくとも意識していると思われるものが数多く見られる．主要な研究は次節に挙げる二つのものに分類しうるとされる．一つはこうした物価変動ルールそれ自体を扱うものであったが，もう一つの流れは物価変動にもとづく契約不履行について「効率的契約違反」という考え方を導入し，各種の損害賠償ルールの効率性について論じたものである．また，比較的最近になって，よりマクロのレベルでの配上の問題を扱った研究も現れてきた．次節でこうした研究を簡単に概観する．

2.2. 先行研究と本稿の位置づけ

「法と経済学」の文献ではインフレと契約法の問題はおおよそ二通りの方向から議論されてきた．一つはShavell(1976)等に始まるリスクシェアに関する議論，もう一つはShavell(1980)に始まる契約当事者の（投資および契約履行に関する）インセンティブに関する議論とである．

Shavell(1976)はリスクの効率的配分という観点から，物価変動約款が望ましいか否かについて論じた．例として，売主と買主の契約で，インフレ率に応じた価格支払いスケジュールを考え，最適なスケジュールについて以下のような主張を行った．売主は，低インフレ時の低い価格の容認という「保険料」を支払って，高インフレ時の大幅な価格改定という「保険金」を受け取る．更に，最適なスケジュールでは，売主について，リスク回避度が大きいほど，価格以外の所得が大きいほど，またそれがインフレ率と負の相関があるほど，相手方のインフレ期待を自分のインフレ期待が大きく上回るほど，価格改定の程度は大きくなる．Posner and Rosenfeld(1977)も，履行不能による免責等の制度について，リスクの効率的配分という観点からの適用を考えるべきことを主張し，より安価に保険をかけることのできる当事者がインフレーションのコストを含めた各種のリスクを負担すべきだ，と主張した（どの当事者がより安価に保険をかけることができるかは，リスクを評価する能力と取引費用とによる）．リスクシェアの観点から各種契約を比較した研究として，Polinsky(1987)があるが，この論文の元となったアイデアは，ウェ스팅ハウスが外国のウラニウム生産会社を反トラスト法で訴えた訴訟でも利用されたという．

Shavell(1980)は，売買契約の売主の生産コストの変動（例えば物価変動）に伴う契約違反の問題を，損害賠償の点から考え，投資および契約履行についてのインセンティブに関する議論を行った．ここで想定されているのは，売主がある財を生産し

て買主に売るといふ売買契約である。生産のコストは確率変数であり、買主は契約後、売主の履行を信頼して何らかの関係特異的投資を行い、この投資によって買主の便益は大きくなるとする。売主が履行すれば買主は便益を得て、不履行であれば損害賠償を得る。このとき、買主の便益から売主の生産コストを引いた純便益が正ならば売主が履行し、負ならば不履行となるような契約が効率的である。また、買主については、生産コストの変化も考えた期待便益を最大にするような額の投資を行うのが効率的である。こうして、売主には最適な履行（ないし不履行）を、そして買主には最適な投資を行わせるような損害賠償ルールは何か、という分析である。主要な関心は理論的なものであり、パレート最適な完備契約と損害賠償との関係という基本的な問題意識から議論が始められているが、実践的な問題として、このモデルの設定に最もよく当てはまるのは、前述のアルコア事件やウェスティングハウス事件のような場合と思われる。このモデルの設定をウェスティングハウス事件に当てはめると、売主のウェスティングハウスの生産コストが高騰し、契約を履行すると原子力プラントの便益を上回る社会的損失が発生するという場合、ウェスティングハウスが損害賠償を払って債務を履行しないことが効率的となり、また、買主については過大な投資をしないような賠償額のみを認めてやるのが望ましいことになる。（Shavell(1980)はより一般的なモデルとして分析を行っており、信頼投資を売主が行う場合や買主が財の価値についてのリスクに直面する例も検討しているが、前述のように、売主がコストに関するリスクに直面して買主が信頼投資を行うというケースこそが、契約法上の問題として当時はrelevantだったのではないだろうか。法学の分野では当初、「効率的契約違反」という考え方が驚きをもって迎えられたようだが、1970年代のインフレーションによって川上と川下の企業で深刻な不公平が起これ、法的な紛争が多発していたことを考えれば、こうしたモデルのような議論も、ある程度までは経済と社会の現実を踏まえていたものとも言えるかもしれない。）

一方でこれらの研究は、ミクロでの個々の契約当事者間の配分に関する議論しか行っていない。経済の各部門が同時に複数の契約を結んでいることを考えれば、効率性の点からも公平の点からも、マクロでの分析を試みる意味があると思われる。以上のミクロ経済学的分析に対し、Renner(1999)は、インフレーションが各種契約の当事者としての諸部門（家計、企業、銀行等）に全体としてどのような影響を及ぼすかを分析している。マクロでの各種の実証研究等を参考にしながら、私的部門内部では（インフレのタイプや国ごとに違いはあるが全体として）以下のような移転が起こると主張した。全体として、企業と労働者では賃金の減価で企業が利益を得て家計が損失を受け、家計の内部では、住宅ローンの減価や株式保有から中所得層以上は利益を得ることが多く、賃金と預金が減価する低所得層は常に損失を受ける。企業と銀行では貸付金の減価により企業が利益を得る。こうした考察にもとづき、公平の観点から、各部門の実質所得を変えないような制度（例えば最低賃金の

物価スライド制による低所得層の保護等)を提案している。ただし、議論は主として分配の公正という点からのものであり、方法的にも法学的な議論が中心となっている。

本稿はRenner(1999)の関心を引き継ぎつつ、マクロ経済学の手法によって、インフレに対する契約法上の制度(事情変更の原則や実行不能の法理等)や政策(賃金のインデクセーション等)の効果を分析したものである。手法としては不均衡分析と呼ばれるアプローチを採用した。経済学で通常おかれる代表的な仮定は、経済主体の合理性と、需要と供給の均衡である。これに対し、不均衡分析は、需給の均衡という仮定を外した議論を行う。通常の均衡分析では、(競売人によって)超過需要があるときには価格が上がり、超過供給があるときには価格を下げるというワルラス的価格調整が仮定されているが、不均衡分析ではこうした価格調整が(少なくとも完全には)行われないうままに取引が行われる。その際(経済主体の自由な意思決定を前提とすれば)、需要と供給のどちらか小さい方の数量で現実の取引が行われる。これをショートサイド原理という。経済が複数の市場からなるとき、ある市場での取引の(価格ではなく)数量が他の市場に波及する。これをスピルオーバー(漏出)効果という。不均衡分析は、このショートサイド原理とスピルオーバー効果を考慮して、価格調整が完全でない経済の特徴を考察するものである(伊藤(1985)、平澤(1995)、Benassy(1986)等参照)。

本稿でこの手法を採用する理由は、インフレによる金銭債務の減価という現象が、固定価格や不完全な価格調整の下でなければ発生しないからである。例えば、銀行の貸出債権がインフレで減価するとしても、貸出金利がそれに応じて十分に上がるならば、インフレの影響は生じない。しかし、現実の経済では(Renner(1999)の議論からも分かる通り)、インフレによる明らかな移転が各種の契約当事者間で生じている。この点で、最初から複数の市場での固定価格を想定した不均衡分析の手法は、本稿の目的に即した手法である。また、不均衡分析での経済政策に関する議論では、財市場と労働市場についての不均衡を考察することが多いが、本稿では、労働市場、貸付市場の二つの市場での不均衡を考える(この二つの市場での不均衡分析の先行研究としてKahkonen(1982)、Bohm(1989)ch4がある。次章のモデルでは、これらの研究とBenassy(2002)ch.12等を参照した)。労働市場での雇用契約では賃金が固定的で労働の需給に不均衡が生じるとし、貸付契約では貸出金利が固定的で銀行貸出の需給に不均衡が生じるとする。財市場(ここでの価格は伸縮的とする)も考慮に入れて、インフレが起きたときに、各契約の価格にどのような調整をどのような局面(各市場での需給の大小の組み合わせ)で行うのが望ましいかを検討する。(なお、契約上の義務を裁判所が事後的に変更する制度には、前述のように大陸法上の事情変更の原則と英米法上の履行不能や商的実行不能の制度があるが、便宜的に、以下ではこうしたルールを「事情変更の原則」に統一する。)

3. モデル

以下で、労働市場、貸付市場、財市場からなる一般均衡分析モデルに基づいて考察を行う。労働市場、貸付市場では固定価格で取引が行われ、この二つの市場では、意図された需要と意図された供給について、超過需要も超過供給も発生しうるとする。各主体の意図した需給の不均衡が発生した場合には、ショートサイド原理により、需要か供給のどちらか小さい方の水準で実際の取引が行われる。財市場の価格は伸縮的として、インフレは（最初は）財市場の供給面から起こるとする。更に、各市場につき、他の市場からの数量割当によるスピルオーバー効果も考慮し、ある市場の不均衡の結果、他の市場にも数量割当による不均衡が発生する可能性も考慮する。これにもとづいて、最後に、契約法上の事情変更の原則をはじめとする各種の政策を「価格調整政策」として、その効果につき検討する。

3.1. 設定

ここでは、（代表的）企業、銀行、家計からなる経済を考える。家計は投資家と労働者の二種類からなるとする。投資家は、銀行預金と、企業と銀行の株式（利潤への請求権）を保有し、労働者は預金（と労働力）のみを保有しているとする。各主体のインフレ利益、インフレ損失を明示的に扱うため、生産と消費は以下のように、2期間にわたって行われるとする。労働市場については、労働者と企業は $t-1$ 期に労働供給、労働需要を行い、貸付市場については、銀行と企業は $t-1$ 期に貸付供給、貸付需要を行う。 $t-1$ 期には家計は消費を行わないと仮定しておく。 t 期になってから企業が消費財の供給、そして家計（労働者と投資家）が消費と貯蓄を行う。企業は t 期に賃金を労働者に、借入の元利を銀行に支払い、利潤を投資家に分配してその期に解散する。 $t-1$ 期のインフレのため、 t 期に支払われる賃金 w と貸付利子 i は t 期には減価しており、各主体はこれを考慮して $t-1$ 期の行動を決める。

投資家と労働者は $t+1$ 期まで生きるとして、 $t+1$ 期には投資家は預金と（前の期に分配された）企業利潤とで消費を行い、労働者は預金のみで消費を行う。銀行は企業と $t-1$ 期までに貸付契約を結んでおり、投資家と労働者も初期保有として預金債権を銀行に対して持っている。

各契約とその名目価格については、次のようにまとめられる。企業と労働者は $t-1$ 期までに数量 N の雇用契約を既に結んでおり、 $t-1$ 期に新たな雇用 n がショートサイド原理によって決定され、賃金は $t-1$ 期までに決められた w で各期とも固定されているとする。また、銀行と企業は $t-1$ 期までに数量 L の貸付契約を既に結んでおり、 $t-1$ 期に新たな貸出 l がショートサイド原理によって決定される。貸付金利は $t-1$ 期まで

に決められた i でやはり各期とも固定されているとする。更に、家計は銀行に既に預金 $D (= L$ とする) を預ける預金契約を結んでおり、 $t-1$ 期に家計は貯蓄 d を行い、貯蓄 d は前述の通り銀行預金として預けられる。ここでも、預金金利は各期を通じて r に固定されているとする（本稿では、債券市場等を考慮しないので、預金市場はそれほど意味をもたない）。

インフレについては以下のように仮定する。 $t-1$ 期初に財市場の供給面でのショックが起こり、企業の生産関数が変化（産出量が低下）して、財市場で価格が上昇する。つまり財市場の供給面のインフレが起きるとするが、その原因は生産関数の変化によるとする（現実的には、輸入財である一次産品の価格上昇や為替レートの低下がなければ、供給面での急激なインフレは起こりにくいであろうが、とりあえず以上のように仮定しておく）。各主体は $t-1$ 期から t 期にかけてのインフレ率を π と予想して $t-1$ 期に行動する。 t 期の実際の価格は p とし、各主体の予想（期待形成）は正しいとする。つまり、インフレ率は事後的にも π とし、常に $\pi > 0$ とする（合理的期待形成の議論との関係は本稿の最後に簡単に述べる）。各主体は共通の期待インフレ率 π にもとづいて行動するとして、インフレによる金銭債務の減価率は、式を単純化するために近似的に $1-\pi (> 0)$ とする。また、労働市場や貸付市場からのスピルオーバーで財市場の超過供給が起きたときは価格は下がってインフレは緩和され、財市場の超過需要が起きたときは新たな需要面からのインフレも起こってインフレ率は更に高くなるとする。また、 t 期から $t+1$ 期までのインフレについても、各主体の期待インフレ率、実際のインフレ率は π とする。

最後に、価格調整政策については、労働市場と貸付市場について考える。司法による介入や政策的なインデクセーションについて、パレート最適な均衡価格からの乖離を調整する手段と考えて、どのような場合にどのような調整を行うのが望ましいかについて分析する。

3.2. ワルラス均衡

不均衡分析の前に、仮に全ての市場で価格が十分に伸縮的で需給が常に均衡する場合、つまりワルラス均衡のケースについて、本節で検討する。

まず、企業の最適化行動について検討する。企業は既存の雇用 N と既存の借入 L と、 $t-1$ 期の労働 n と借入 l を投入して、生産を行うとする。生産関数は $\alpha y(N+n, L+l)$ として ($\alpha > 0$)、 α の値が外部的なショックで $t-1$ 期初に急激に低下することでインフレが起こるとする。また、 $\partial y / \partial n > 0, \partial^2 y / \partial n^2 < 0, \partial y / \partial l > 0, \partial^2 y / \partial l^2 < 0$ とし、生産要素の代替の弾力性は正と仮定する。企業の利潤は、

$$\Pi_C = \alpha p y(N+n, L+l) - (1-\pi)(wn + (1+i)l) - (1-\pi)(wN + (1+i)L), \quad (1)$$

したがって最適条件は、

$$\frac{w}{p} = \frac{\alpha \partial y / \partial n}{1 - \pi} \quad (2)$$

$$\frac{1+i}{p} = \frac{\alpha \partial y / \partial l}{1 - \pi} \quad (3)$$

意図された労働需要 n^D は(2)より, $\alpha \partial y / \partial n = F_n$ とおくと, 逆関数をとって,

$$n^D = F_n^{-1}((1 - \pi)w / p), \quad (4)$$

意図された借入需要 l^D は(3)より, $\alpha \partial y / \partial l = F_l$ とおくと, 同様に

$$l^D \cong F_l^{-1}((1 + i - \pi) / p). \quad (5)$$

次に, 銀行の最適化行動を検討する. 銀行は $t-1$ 期の貸付 l を行う際に, 同時に預金 d_t を創造する(銀行貸出は一般に, こうした両建ての債務創造によって行われる). $t-1$ 期に家計全体が行う貯蓄額 d は銀行に預けられ, その預金には金利 r がつくとする. 銀行は預けられた貯蓄を新たに運用せず, 利子率ゼロの現金として支払準備 R にあてるとする. また, 銀行貸出の際には, 審査等に費用 $s(l)$ がかかり, $s'(l) > 0, s''(l) > 0$ とする. 銀行の利潤は,

$$\Pi_B = (1 - \pi)[(1 + i)(L + l) - (1 - \pi)(1 + r)(D + d + d_t)] + (1 - \pi)R - s(l), \quad (6)$$

バランスシート上の制約条件として, 制約条件 $l = d_t, d = R$ を考慮して, 最適条件は,

$$i - r = ds / dl \quad (7)$$

であり, 銀行の意図された貸付供給 l^S につき, 以下が成立する.

$$dl / di = 1 / s'' > 0. \quad (8)$$

最後に, 家計の最適化行動につき, 投資家と労働者に分けて検討し, その後に集計量について考える. 投資家の t 期の消費を $c_t(t)$, $t+1$ 期の消費を $c_t(t+1)$ として, 投資家の効用関数 U を,

$$U = \beta \log c_t(t) + \log c_t(t+1) \quad (9)$$

とする. 投資家の制約条件は, 投資家がもともと保有する銀行預金を D_t , t 期の貯蓄を d_t , $t+1$ 期の財価格を p_{t+1} として,

$$pc_t(t) + d_t = (1 - \pi)D_t + \Pi_C + \Pi_B, \quad (10)$$

$$p_{t+1}c_t(t+1) = (1 - \pi)(1 + r)(D_t + d_t). \quad (11)$$

したがって, 最適条件は

$$pc_t(t) = \beta d_t \quad (12)$$

となるので, (10)式と(12)式より, 投資家の消費額は,

$$pc_t(t) = (\beta / 1 + \beta)[(1 - \pi)D_t + \Pi_C + \Pi_B] \quad (13)$$

で表される. 次に, 労働者の t 期の消費を $c_w(t)$, $t+1$ 期の消費を $c_w(t+1)$, 労働供給を n , t 期の貯蓄を d_w とする. 労働者の効用関数 V を

$$V = \beta \log c_w(t) + \log c_w(t+1) - (1 + \beta)n \quad (14)$$

とすると, 労働者の制約条件は,

$$pc_w(t) + d_w = (1 - \pi)[D_w + w(N + n)], \quad (15)$$

$$p_{t+1}c_w(t+1) = (1 - \pi)(1 + r)(D_w + d_w). \quad (16)$$

最適条件は

$$\frac{\beta}{pc_w(t)} = \frac{1}{d_w} = \frac{1+\beta}{(1-\pi)w} \quad (17)$$

となる。(15), (17)式より, 労働者の消費額は,

$$pc_w(t) = (\beta/1+\beta)(1-\pi)[D_w + w(N+n)] \quad (18)$$

となる。また, 労働供給を n^s とすると,

$$n^s = \frac{w - (D_w + wN)}{w}. \quad (19)$$

家計全体について消費や貯蓄を集計できるとして, 以下では $c = c_w + c_l$, $D = D_w + D_l$ とおくと, 家計全体の消費について,

$$pc(t) = (\beta/1+\beta)[\Pi_c + \Pi_b + (1-\pi)[D + w(N+n)]] \quad (20)$$

となる。

ここで, ワルラス均衡を賃金と貸付金利のグラフで表すことにする。財市場で需給が一致しているとして, 財の価格を均衡時の価格に固定し, 貸付市場と労働市場について考える。まず, 貸付市場が均衡するような賃金と貸付金利の組み合わせを考える。このとき, 貸付市場で意図された需要と意図された供給が一致して, 超過需要がゼロとなっているはずである。よって, (5)式と(8)式より, $F_l^{-1}(w, i) = l^s(i) = 0$ となり, 陰関数定理によって

$$\frac{dw}{di} = -\frac{\partial F_l^{-1} / \partial i - dl^s / di}{\partial F_l^{-1} / \partial w - dl^s / dw} \quad (21)$$

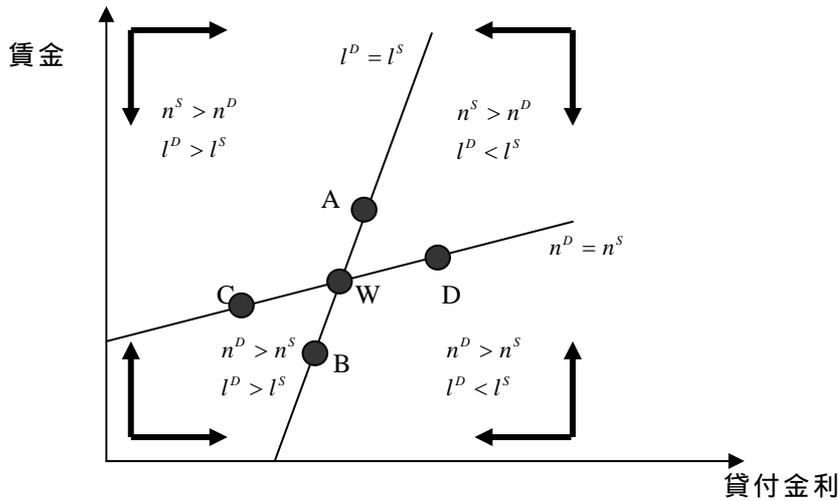
となる。(21)式右辺の分子第1項は生産関数の仮定により負, 分子第2項は(8)式より正, 分母第1項は, 代替の弾力性が正との仮定より正, 分母第2項はゼロとなる。したがって, (21)式の右辺は正となり, 貸付市場を均衡させる賃金と貸付金利の軌跡につき, グラフの傾きは正となる。

次に, 労働市場が均衡するような賃金と貸付金利の組み合わせを考える。労働市場で意図された需要と意図された供給が一致して超過需要がゼロのはずなので, (4)式と(19)式より, $F_n^{-1}(w, i) = n^s(w) = 0$ となり, やはり陰関数定理により,

$$\frac{dw}{di} = -\frac{\partial F_n^{-1} / \partial i - dn^s / di}{\partial F_n^{-1} / \partial w - dn^s / dw} \quad (22)$$

となる。(22)式右辺の分子第1項は代替の弾力性の仮定により正, 分子第2項はゼロ, 分母第1項は生産関数の仮定より負, 分母第2項は(19)式より正となる。したがって, (22)式右辺は正となり, 労働市場を均衡させる賃金と貸付金利の軌跡につき, やはりグラフの傾きは正となる。

このようにグラフでは両者とも右上がりとなるが, 価格メカニズムが安定するための条件として, (21)式右辺の傾きの方が大きいものと仮定する。すると, グラフは以下のようなになる(点A, B, C, Dは次節で利用する)。



(図 1)

もしもワルサ的価格調整が十分に機能して、それぞれの市場で超過需要の際には価格が上がり、超過供給の際には価格が下がるという調整が瞬時に行われるならば、賃金と貸付金利はそれぞれ(図1)の矢印のような方向に動くことになり、両市場を均衡させる点Wで取引が行われる。このとき、各主体の意図された需要と意図された供給は一致しており、市場での価格調整のみでパレート最適な資源配分が達成される。したがって、この場合には各種の価格調整政策(事情変更による事後的な司法的介入や賃金へのインデクセーションの強制等)は、効率性の観点からは望ましくない。

3.3. 不均衡分析

本節で、労働市場と貸付市場の不均衡を考慮した分析を行う。二つの市場でそれぞれ超過供給か超過需要が起こりうるのだから、経済全体の局面(regime)は以下の四つに分類される。

(表 1)

	貸付市場	超過需要	超過供給
労働市場			
超過需要		完全雇用, 貸し渋り	完全雇用, 資金余剰
超過供給		失業, 貸し渋り	失業, 資金余剰

ここで、ある市場から別の市場へのスピルオーバーにつき順次検討していく。以下では、各主体が意図した供給や意図した需要を実現できずに割当を受ける数量を上付きの横線で表し、実際に実現される需要と供給をそれぞれ有効需要、有効供給

と呼ぶ。(図1)のA点からD点までの四つの点では、労働市場または貸付市場で意図された需給が均衡しているが、別の市場でのスピルオーバー効果を考えると、それぞれの点において、有効需給の点で不均衡が発生する可能性がある。これについて検討を加えて、有効需要と有効供給が均衡する線が(図1)の均衡線からどう変化するかを考え、それによって(表1)の四つの局面を分ける新たなグラフを描くことにする。仮定として、いずれかの局面が消滅(退化)するような変化は生じないものとする。

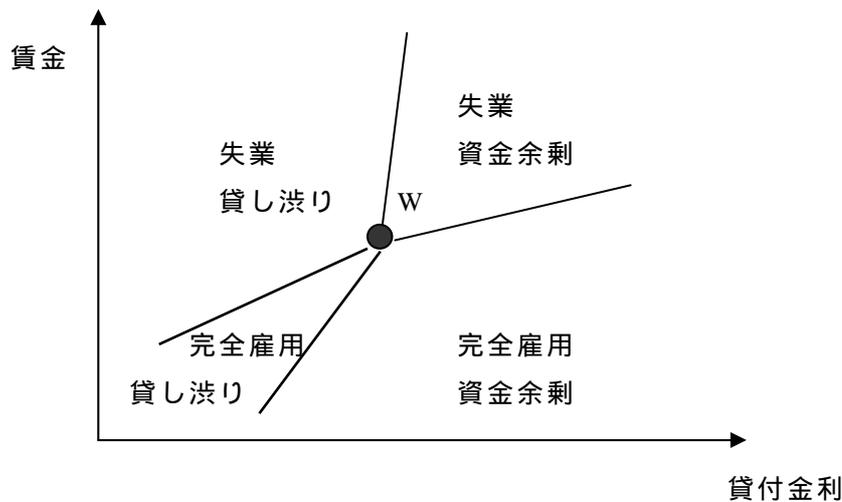
(図1)のA点では、貸付市場は意図された需給については均衡しているが、労働市場で超過供給が発生している。したがって、労働市場の取引が $n = \bar{n}^s$ で決定され、(20)式より、 t 期の財の消費は $c = c(\bar{n}^s)$ となる。財市場では価格は伸縮的だがショートサイド原理自体は働くので、 $c(\bar{n}^s) = \alpha \bar{y}$ となり、財の供給も割当を受ける。これが結局貸付市場にも及んで、 $\bar{l}^D = F_l^{-1}(\bar{y})$ となって借入需要が制限される。これに対し、銀行の貸付供給は特に影響を受けないので、A点では、貸付市場で有効需給について超過供給が生じる。したがって、有効需給を均衡させる線は、A点よりも左側に位置することになり、(図1)の均衡線よりも傾きが急になる。

B点では、貸付市場は意図された需給について均衡しているが、労働市場で超過需要が発生している。よって、労働市場の取引が $n = \bar{n}^D$ で決定され、 t 期の財の供給は $y = \bar{y}(\bar{n}^D)$ となって労働市場を通じた制約を受け、これが貸付市場に及んで、 $\bar{l}^D = F_l^{-1}(\bar{y})$ となる。よって、貸付市場において、やはり有効需給に関する超過供給がB点で発生する。したがって、有効需給を均衡させる線は、B点よりも左側に位置することになり、(図1)の均衡線よりも傾きが緩やかになる。

C点では、労働市場は意図された需給について均衡しているが、貸付市場で超過需要が発生している。よって、貸付市場の実際の取引は $l = \bar{l}^D$ となり、財の供給にスピルオーバーして $y = \bar{y}(\bar{l}^D)$ 、これが労働市場にも影響を及ぼして、 $\bar{n}^D = F_n^{-1}(\bar{y})$ となって、労働市場での有効需給について、超過供給を発生させる。したがって、有効需給の均衡線は、C点よりも右側に位置することになり、(図1)の均衡線よりも傾きが急になる。

D点では、労働市場は意図された需給につき均衡しており、貸付市場でのみ超過供給が発生しているが、銀行は財、労働市場に参加しておらず、企業と家計は全ての市場で意図した需給を実現できているので、これは他の市場に影響を及ぼさない。したがって、意図された需給の均衡線は有効需給の均衡線と一致し、この部分は(図1)のグラフと変わらない。

以上の考察を反映させて、有効需要と有効供給が均衡する線で(表1)の各局面をグラフで表すと、以下のようになる。



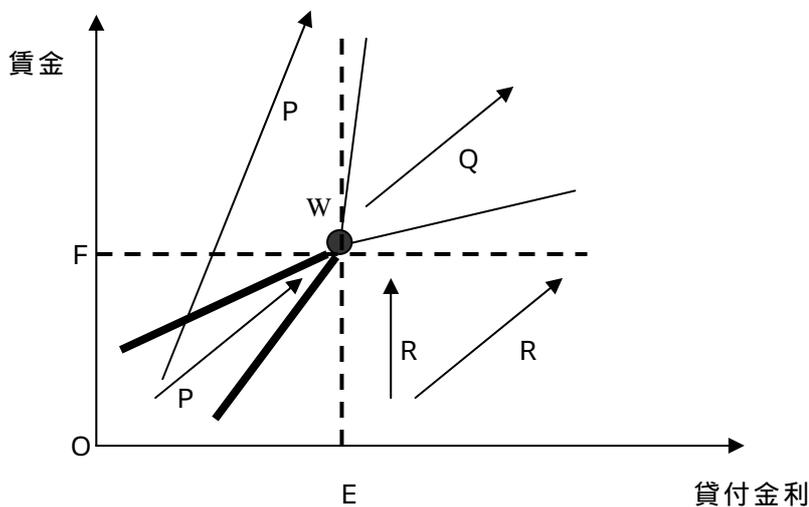
(図 2)

更に、各局面における財市場での価格変化について検討する。もともと $t-1$ 期の生産関数についてのショックでインフレが起きているが、労働市場と貸付市場から財市場へのスピルオーバーが起きる。これによって財市場で超過需要が起きて財価格を更に上げてインフレを悪化させるか、それとも超過供給が起きてインフレを緩和させるか、という点を考える。(図2)の「失業、資金余剰」局面では、上述の(図1)A点での考察と同様に考えると、労働市場での超過供給で消費が数量割当を受けて、それが財の供給を制限するので、財市場で超過供給が起こることになる。したがって、物価は下落する方向に動き、インフレ率は低下する。「完全雇用、資金余剰」局面では、(図1)B点での考察と同様に考えると、労働市場の超過需要で財市場の供給が制限され、財市場で超過需要が起きるので、物価は更に上昇する。「完全雇用、貸し渋り」局面では、労働市場の超過需要と貸付市場での超過需要が生じるので、企業は両方の生産要素について割当を受け、財の供給が制限される。このため財市場で超過需要が起き、物価は上昇する。「失業、貸し渋り」局面では、貸付市場での超過需要で企業は財市場の供給が制限を受け、労働市場での超過供給で財市場の需要も制限を受ける。したがって、この局面では財市場の需給どちらが大きいかは分からず、財価格への影響もはっきりしない。

3.4. 価格調整政策としての事情変更原則等

前節までの検討により、各局面でどのような価格調整が行われるべきかについての一つの基準が得られたことになる。(図3)は(図2)と基本的には全く同じもので、有効需給の均衡線で局面を分けたもの(局面の名称は省略した)だが、矢印で価格調整政策による介入の方向を示している。例えば、右上がりの矢印はインフレに応じて賃金も貸付金利も上げるという政策や制度を意味する。通常の価格調整政

策は（事後的な事情変更にしても政策的なインデクセーションにしても），インフレの際に損失を受けた主体を保護する形で行われるのが普通なので，右上がりまたは垂直に上向き（賃金のみ上げる）方向の調整のみを検討する．



（図3）

（図3）の点Wの左下，つまり（点線と縦・横軸に囲まれた）四角形O E W Fの領域では，賃金と貸付利率の両者を上げるような調整が望ましい．そして，太線で囲まれた「完全雇用，貸し渋り」局面はこの領域に必ず含まれる．したがって，「完全雇用，貸し渋り」局面では雇用，貸付両契約両方でのインデクセーションや事情変更が行われるべきことになる（矢印P）．更に，この局面での財市場へのスピルオーバーを考えると，前節で述べたとおり，財市場で超過需要が発生していることが分かる．本稿のモデルでは，生産関数の変化による供給面のショックからのインフレがどの局面でも起きていることを仮定したが，「完全雇用，貸し渋り」局面では更に，財市場でスピルオーバーによる超過需要が発生し，その点からもインフレが悪化することになる．この点を考えれば，この局面で賃金と貸付利率を引き上げる価格調整政策を行うべきとの主張は，不自然ではない．ただし，均衡点がどこか正確に分らなければ，最適な変更の組み合わせ（矢印の傾き）が決定できないし，調整が大きすぎれば均衡からかえって遠ざかることもありうる（矢印P）．結局，少なくとも変更すべき方向のみは分かることになる．

一方，点Wの右上の「失業，資金余剰」局面においては，賃金，貸付利率のどちらを引き上げる価格調整も，効率的な均衡点から遠ざかることになって望ましくないことになる（矢印Q）．

以上二つの局面に対し，点Wの左上の「失業，貸し渋り」局面と点Wの右下の「完全雇用，資金余剰」局面で行うべき価格調整政策については，はっきりした結論は得られない．ただ，左上の「失業，貸し渋り」局面は，点Wの右下の領域に入ることはないので，この局面では賃金引上げと貸付金利引下げという組み合わせは行う

べきでない。逆に、右下の「完全雇用，資金余剰」局面は、点Wの左上の領域に入ることではないので、この局面では、賃金引下げと貸付金利引き上げという組み合わせは行うべきではない。右下の「完全雇用，資金余剰」局面で（常にではないが）比較的効率的な調整は、賃金のみを上げることであろう（矢印R）。両方引き上げた場合に均衡点に近づくか否かははっきりしない（矢印R）。

事情変更の原則等の価格調整政策を、個々の契約当事者間の公平の観点からインフレの影響を中立化する手段と考えると、効率性にもとづく上述の方針と、多くの場合に異なった結論となる。まず、本稿のモデルに即して、価格調整政策がない場合にインフレが各主体に与える影響を考える。企業は賃金債務と借入債務が減価して、利潤が増える。銀行についても（(7)式より、銀行の利潤関数(6)式を π で偏微分した値が正となるので）、インフレにより利潤が増える。銀行はインフレによって、貸付金については損失を受け、預金については利益を得るが、貸付金利が預金金利を上回っていることと、貸付金の減価は一期のみについて生じるのに預金の利益は二期にわたって生じることから、全体としてインフレから利益を得る。そして、企業と銀行のこうしたインフレ利益を最終的に享受するのは、両者の株式を有する投資家である。投資家は銀行預金について損失を受けるが、株式について利益を得るので、最終的な利益は両者の大小関係による。労働者は預金と賃金債権の両方について損失を受けるので、インフレによって必ず損失を受ける。もしも本稿の投資家が中所得層以上であり、労働者が低所得層であれば、Renner(1999)が主張するような形での各部門の得失が、本稿のモデルでも確認されている。したがって、インフレの影響を完全に中立化させる形で公平を考えるべき、との立場からは、賃金は常に上げる方向の調整が望ましいことになり、貸付契約については（銀行が損失を受け企業が利益を得るのだから）、必ず貸出金利を上げる調整が望ましいことになる。だが、効率性の観点からは上述の通り、必ずしもこうした結論とならない。特に、点Wの右上の「失業，資金余剰」局面においては、むしろ賃金の引き下げと貸付金利の低下を促す政策が望ましいことになるが、こうした政策はインフレ損失を受けた主体に更に負担を負わせることになる。この局面ではインフレと失業が同時に進行するいわゆるスタグフレーションが起きていることを考えれば、労働者の名目賃金を下げようとする政策は、たとえ効率的でも公平の点からは疑わしい。これは点Wの左上の「失業，貸し渋り」局面のほとんどの領域でも言えることである。現実的には、価格調整政策ではなく、財政政策や金融政策が検討されるべき局面と言えるであろう。

4. 結論と今後の課題

本稿の結論は、以下のようにまとめられる。インフレーションが起きた際、事情変更の原則をはじめとする事後的な価格調整は、ワルラス的価格調整が働かない場合

に、効率性の点から望ましい場合がある。特に、完全雇用、貸し渋りが起きているような経済では、賃金と銀行の貸出金利の両者を引き上げる方向の調整が望ましい。完全雇用、資金余剰が起きている場合には、賃金のみを引き上げにとどめた方が多い。それ以外の局面では、価格への直接介入よりも、財政・金融政策の方が現実的である。

以下では、本稿で扱った問題につき、今後検討すべき課題を挙げる。まず、分析の手法についてであるが、本稿では現代のマクロ経済学で通常要求される論点をモデルに組み込んでいない。特に、期待形成と体系の動学を明示的に扱っていない。不均衡分析での期待形成は色々な形の定式化がありうるが、均衡分析と異なり、局面ごとの期待形成が行われることになる。この場合、たとえ合理的期待形成が行われるとしても、経済政策が非中立的な効果を持つとの主張もされており（Benassy(1986)ch12-14参照）、今後この点を契約法の問題として検討する価値はあると思われる。動学の問題については、本稿では単純化のために価格は完全に固定されているとして、数量の調整はただちに行われるとした。しかし、もともと不均衡分析の理論的関心は、価格のみをシグナルとしてきた一般均衡分析の枠組みを、数量と価格の両方をシグナルとする形で一般化することにあつたのであり、数量が調整された後に価格が緩慢にでも調整されるシステムについて検討するのが自然である（固定価格での一般均衡分析の最近の発展として、例えばHerings and Polemarchakis(2002)等がある）。その場合、事情変更等の事後的な価格調整は、市場での価格調整の速度等を考えつつ、十分慎重に行われる必要があることになる。また、固定価格を仮定した点についても、通常は価格の硬直性自体についてミクロ経済学的合理性から説明することが要求されている（賃金については非同時的価格調整、貸付金利については情報の非対称性等）。今後こうしたミクロ的基礎付けとの関係も明らかにすることで、ミクロでの各種契約（法）の経済分析に対する本稿のアプローチの位置づけを一層明確にする必要がある。

また、契約法上の事情変更が真剣に議論されるようになるのは、よほどのインフレが起きたときが普通であろうし、そのようなインフレは、財市場の需給要因よりは為替レートの急激な変動等が原因となることが多い。実際の事件を見ても、一次産品の輸入に関するものが数多く見られる。こうした点を考えれば、むしろオープンマクロのモデルでの議論の方がこの問題には適している面が多いかもしれない。特に、本稿で扱えなかった企業間契約での価格面での事情変更の問題については、為替レートの急変や一次産品価格の急騰が、一国経済にどのような影響を与えるか、その際に各主体間の契約法上の義務に関する最適な再調整の組み合わせは何か、といった問題はオープンマクロのモデルで検討すべき論点であろう。

分析の対象については、本稿では貸付契約と雇用契約についての検討を行った。そこから得られる含意の一つは、この二つの契約に関しては、事情変更原則やインデクセーションの適用の是非につき、効率性の観点からは一定の許容範囲があるとい

うことである。だが、Shavell(1980)以来、契約法の経済分析で想定されてきたのはむしろ、ウェスティングハウス事件のような、企業部門内部の契約についての問題である。企業部門内部での賠償責任ルールによる分配は、本稿のような枠組みで考えればマクロ経済全体には比較的中立的なものとなるかもしれない。もしそうであれば、効率的契約違反モデルによる議論でミクロの問題に関心を集中させてもかまわないことになる。ただ、オープンマクロでの分析や、産業構造を明示的に分析対象としたマクロモデルであれば、結論に違いが生じてくる可能性はある。

最後に、本稿のような研究の意義につき、簡単に検討する。前述のように、インフレーションが諸契約の各主体に大きな影響を及ぼし、多数の紛争や政治的・社会的混乱を招いたのは、先進国については1970年代から1980年代初頭までの現象であった。1980年代以降、先進諸国ではインフレはほぼ沈静化し、この問題の焦点は開発途上国に移っている。このため、この論点については開発経済学で盛んに議論され、たとえばインデクセーションの問題等で、本稿で考察できなかった点についても、多くの研究が蓄積されてきた。ただ、インフレによる金銭債務の減価がマクロに与える影響という点については、開発経済学では、政府債務の減少（いわゆるインフレ税）の面から論じられることが多いようである（Agenor and Motiel(1999)参照）。今後この分野の研究は十分参照する必要があるが、本稿のように民間の経済主体間でのマクロでの問題として論じる価値もあるものとする（Taylor(2004)ch.3も同様の指摘を行っている）。先進国でのインフレと契約の問題について言えば、1980年代以降の物価の安定によって、この問題の重要性は低下することになった。これは各国で財政支出が抑えられ、中央銀行がインフレに対して強い態度で臨んだことの結果である。逆に、インフレと契約法の問題が最も深刻であった1920年代初頭のドイツでは、政府、中央銀行ともに貨幣価値を極端に下げた政策を行った。これに対し、保守的な戦前のドイツの裁判所でさえ、事情変更の原則という、近代以降はあまり利用されていなかった法理まで適用することになった。このように、契約法上、何が重要な論点となるのか、どのような立法や解釈を行うべきかは、マクロでの経済事情や財政・金融政策のあり方と裏腹の関係にある。この点を考えれば、先進国で現在のところは深刻な問題でなくとも、インフレーション、財政・金融政策、契約法の三者の関係、という論点について、何らかのマクロ経済学モデルによる統一視からの検討を引き続き行う価値はあるように思われる。

参考文献

- ・ 伊藤隆敏(1985)『不均衡の経済分析 - 理論と実証 - 』東洋経済新報社
- ・ 久保宏之 (1992)『経済変動と契約理論』成文堂
- ・ 平澤典雄(1995)『マクロ経済学基礎理論講義』有斐閣
- ・ 山本顯治(1996)「再交渉義務論について - 交渉理論と契約法理論の交錯 -(1)」

『法政研究』（九州大学）63巻1号1-113頁。

- Agenor, P.R. and Montiel, P.J. (1999) *Development Macroeconomics*, 2nd ed. Princeton University Press.
- Benassy, J.P. (1986) *Macroeconomics: An Introduction to the Non-Walrasian Approach*, Academic Press. (辻正次訳『マクロ経済学：非ワルラス・アプローチ入門』多賀出版)
- Benassy, J.P. (2002) *The Macroeconomics of Imperfect Competition and Nonclearing Markets: A Dynamic General Equilibrium Approach*, MIT Press.
- Bohm, V. (1989) *Disequilibrium and Macroeconomics*, Basil Blackwell.
- Coing H. (1985) *Europaeisches Privatrecht 1500 bis 1800* (Band 1), C. H. Beck.
- Coing H. (1989) *Europaeisches Privatrecht 1800 bis 1914* (Band 2), C. H. Beck.
- Dnes, A.W. (1996) *The Economics of Law*, International Thomson Business Press.
- Herings, P.J.J. and Polemarchakis, H. (2002) "Equilibrium and Arbitrage in Incomplete Asset Markets with Fixed Prices," *Journal of Mathematical Economics*, vol.37.
- Kahkonen, J. (1982) *Credit Rationing, Unemployment and Economic Policies: Disequilibrium Models of Industrialized Economies with Underdeveloped Financial Markets*, The Helsinki School of Economics.
- Macaulay, S. (1985) "An Empirical View of Contract", *Wisconsin Law Review*.
- Polinsky, A.M. (1987) "Fixed Price versus Spot Price Contracts : A Study in Risk Allocation" 3(1) *Journal of Law, Economics, and Organization*, 27.
- Posner R.A. and Rosenfeld A.M. (1977) "Impossibility and Related Doctrines in Contract Law : An Economic Analysis" 6 *Journal of Legal Studies* 83.
- Renner, S. (1999) *Inflation and the Enforcement of Contracts*, Edward Elgar.
- Shavell, S. (1976) "Sharing Risks of Deferred Payment," *Journal of Political Economy*, 1976, vol.84, No.1.
- Shavell, S. (1980) "Damage Measures for Breach of Contract" *Bell Journal of Economics* vol.11.
- Taylor, L. (2004) *Reconstructing Macroeconomics: Structuralist Proposals and Critiques of the Mainstream*, Harvard University Press.
- Wieacker, F. (1967) *Privatrechtsgeschichte der Neuzeit*, (2.Auflage),(鈴木祿弥訳『近世私法史』創文社.)